

◎カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律

(平成一九年六月八日法律第八一号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年五月二五日・衆議院本会議)

○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案は、昭和四十三年に九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟に係る判決の仮執行の宣言に基づき国が支払った仮払金の返還に係る債権の債務者が、当該事件による被害の発生から現在までの間に置かれてきた状況及び当該債権の債務者の多くが高齢者となっていることを踏まえ、早期に当該債権の免除を行うことができるようにすることの緊要性にかんがみ、当該債権について、国の債権の管理等に関する法律の特例を定めようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、歳入徴収官等は、国の債権の管理等に関する法律第三十二条第一項の規定にかかわらず、カネミ油症事件関係仮払金返還債権について、当該債権の債務者がこの法律で定める収入及び資産に係る基準に該当する場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができるものとする。

第二に、特例の適用に当たっては、当該債権の債務者の置かれている状況に配慮するものとする。

第三に、租税その他の公課は、この法律の規定による免除を受けた場合における経済的利益を標準として、課することができないものとする。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、昨二十四日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告 (平成一九年六月一日)

○加治屋義人君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

…………… (略) ……………

次に、カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案は、昭和四十三年に九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟において、国が支払った仮払金の返還義務を負う債務者の多くが高齢化していること等を踏まえ、早期に国の債権を免除できるようにするため、国の債権の管理等に関する法律の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者西川公也衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をい

たしました。

以上、御報告を申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。